

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数 2014年度診療報酬改定

歯管・実地指・SPTについて

2014年度診療報酬改定では、歯管、実地指およびSPTの要件などが変更された。症例をもとに変更点について整理したい。特に、現在SPTを算定している患者は、点数変更により一部負担金も変更となるので、注意が必要である。算定においては、請求漏れがないようにご注意下さい。

患者: 55歳・男性

主訴: 歯ぐきが腫れて痛い

所見: 齒肉発赤・腫脹あり。他院製作のブリッジ(③4 5 ⑥, ③2 1 | 1 2 ③)が装着されている。

傷病名: 6—3 | 3—6 P₂, 6—5 | 3—6 P急発

月日	部位	療法・処置	点数
4月1日		初診	注① 234
	6—3 3—6	P基検(結果 略)	110
		全顎的に4mm以上の深いポケットあり。	/
		パノラマX-R a y (デジタル)	402
		全顎的に歯根の1/3以上の骨吸収あり。根分岐部病変を疑う透過像はみられない。 注②	/
		歯管(文書提供)(添付)	注③ 110
		治療計画を説明、患者の同意を得る。患者は管理計画	/
		画書の備考欄に次回以降文書提供不要の旨を記載。	/

その後、SC、P基検(2回目)及びSRPを実施。歯管の文書は提供せず 注③

月日	部位	療法・処置	点数
7月3日		再診	注① 45
		歯管(管理内容 略)	110
	3+3	O A + 浸麻(歯科用キシロカインCt 1.5ml)	/
		SRP	60×6
	6—3 3—6	P基処(H ₂ O ₂)	10
7月17日		再診	45
	6—3 3—6	P基検(結果 略)	110
8月2日		再診	45
		歯管	110
		先月の検査結果より多くは健康だが一部に病変進行が停止し病状が安定している深いポケットあり。 注②	/
		歯周病検査の要点やSPTの治療方針等を説明。	/
		(歯周病検査の要点・SPTの治療方針 略)	/
		実地指1(文書提供)(添付)	注④ 80
		ブラッシング指導を指示。	/
	6—3 3—6	SPT(内容 略)	注② 250
9月7日		再診	45
		歯管(管理内容 略)	110
	6—3 3—6	歯清(DH 協会花子)	60
		実地指1(文書提供)(添付)	80
		歯ブラシの当て方について指導するよう指示。	/
10月4日		再診	45
		歯管(患者より希望があり文書提供)(添付)	注③ 110
		実地指1(文書提供)(添付)	80
		ブラッシング圧について指導するよう指示。	/
11月1日		再診	45
		歯管(管理内容 略)	110
	6—3 3—6	SPT(内容 略)	250
11月15日		再診	45
		奥歯が腫れて痛い。	/
	6—5	P処	注⑤ /
		ペリオクリン歯科用軟膏0.5g 1シリソジ	注⑤ 58
	6—3 3—6	歯清(DH 協会花子)	注⑥ 60
		実地指1(文書提供)(添付)	80
		歯ブラシの当て方を指導するよう指示。	/

《解説》

注① 消費税対応分として、歯科初診料218点が16点引き上げられ234点に、歯科再診料42点が3点引き上げられ45点となった。

注② 歯周病定期治療(SPT)の算定単位が1口腔につき300点から、歯数単位に変更された。歯数に応じて各区分の点数を算定する。

また、SPTの算定要件である「中等度以上の歯周病」の要件から、「根分岐部病変を有する」が除かれた。さらに、「一時的に症状が安定した状態」の要件から「根分岐部病変の残存」が削除され、深いポケットまたは歯の動搖のいずれかが認められる場合に変更された。

○SPTの点数変更

改定前	改定後	
	1歯~9歯	200点
1口腔につき	300点	10歯~19歯 250点
		20歯~ 350点

○「中等度以上の歯周病」の要件変更

「中等度以上の歯周病」の症状(初診時)	
改定前	改定後
下記3つすべてを満たすもの ・骨吸収が根の長さの3分の1以上 ・歯周ポケットが4mm以上 ・根分岐部病変を有する	下記2つすべてを満たすもの ・骨吸収が根の長さの3分の1以上 ・歯周ポケットが4mm以上

○「一時的に症状が安定した状態」の要件変更

「一時的に症状が安定した状態」(再評価検査の結果)	
改定前	改定後
歯周組織の多くの部分は健康だが、一部に病変の進行が停止し、症状が安定していると考えられる ・深い歯周ポケット ・歯の動搖 ・根分岐部の残存	歯周組織の多くの部分は健康だが、一部に病変の進行が停止し、症状が安定していると考えられる ・深い歯周ポケット ・歯の動搖 ・根分岐部の残存 が認められる状態

注③ 歯科疾患管理料(歯管)の管理計画書の様式が変更され、「備考欄」が追加された。また、歯管の2回目以降の管理計画書の提供は前回の提供日から4ヶ月以内とされていたが、管理計画書の備考欄に、文書提供が次回以降は不要である旨の内容(例: 次回から文書提供不要)を患者またはその家族が記載した場合、改めて、患者の求めがない限りは、前回の提供日から4ヶ月を超えて差し支えないことになった。ただし、あらかじめ、文書提供が不要である旨を印字し、患者がチェックするだけのものは認められない。

なお、文書提供をせずに歯管を算定した場合は、カルテに管理の要点を記載する。

注④ 歯科衛生実地指導料(実地指)の提供文書の記載事項が変更され、歯科衛生士の署名から、歯科衛生士の氏名に変更された。また、写しの添付先が歯科衛生士業務記録簿から、カルテに変更された。

なお、実地指を行った場合、歯科衛生士は、業務記録簿に指導内容を記載する取り扱いから、その業務に関する記録を作成することに変更された。患者への提供文書が要件を満たす場合は、その文書の写しを記録としても差し支えないことになった。

○提供文書の記載項目の変更

提供文書の記載項目	
改定前	改定後
・指導を行った歯科衛生士の署名 ※その他の記載項目 略	・指導を行った歯科衛生士の氏名 ※その他の記載項目 略(変更なし)

○提供文書の写しの添付先の変更

提供文書の写しの添付先	
改定前	改定後
歯科衛生士業務記録簿に添付	カルテに添付

注⑤ SPTを開始した後に、症状の変化により必要があつて歯周ポケットに特定薬剤を注入した場合は、特定薬剤の費用を算定できるが、P処の点数は算定できない。

なお、P処は4点引き上げられ14点となり、特定薬剤の点数も変更になった。

薬剤名	改定前	改定後
ペリオクリン(1シリソジ)	57点	58点
ペリオフィール(1シリソジ)	35点	36点

注⑥ SPTと異日に実施した歯清は算定できる。

* 実態に即してご請求下さい *